

**令和7年度  
滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考  
第1次考查受験案内**

令和8年1月9日  
滋賀県教育委員会

- 第1次考查期日および場所  
令和8年2月8日（日） 滋賀県庁東館  
(大津市京町4丁目1-1)
- 受付期間  
(持参の場合)  
令和8年1月9日（金）～令和8年1月28日（水）  
(郵送の場合)  
令和8年1月9日（金）～令和8年1月26日（月）（消印有効）  
(インターネットの場合)  
令和8年1月9日（金）～令和8年1月26日（月）
- 問い合わせ先  
滋賀県立図書館総務課  
大津市瀬田南大萱町1740-1  
電話 (077) 548-9691

1 試験区分および採用予定人員

司書 1人

2 受験資格

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に規定する司書資格を有する者（令和8年3月31日までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）で、次のいずれかに該当する者が受験できます。
  - ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 勤務の条件

#### (1) 採用の時期

令和8年4月1日

#### (2) 勤務先

滋賀県立図書館等

#### (3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額242,519円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

### 4 第1次考査

#### (1) 日時 令和8年2月8日（日）9時（集合時間8時15分）から13時頃まで

#### (2) 場所 滋賀県庁東館（大津市京町四丁目1-1）

#### (3) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

##### ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な時事、社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。

##### イ 専門試験

択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。

※使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話等の使用はできません。）。

※教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（H Bの鉛筆等と消しゴム）を持参してください。

#### (4) 結果発表

令和8年2月中旬に合格者宛て通知します。

### 5 受験手続および受付期間

#### (1) 出願票を持参または郵送する場合

##### ア 必要書類等

###### (ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通（所定の用紙）

交付場所 滋賀県立図書館総務課

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

電話 (077)548-9691

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和7年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>) および滋賀県立図書館のホームページ (<https://www.shiga-pref-library.jp>) からもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）

※ 受験番号等の通知に使用します。

- (イ) 第1次考查受験時に必要な書類等
- a 履歴書 1人1通（所定の用紙）  
※ 用紙は、出願票と同時に交付します。
  - b 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）
  - c 受験番号通知 1人1通  
※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和8年2月3日（火）までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話(077) 548-9691

イ 提出先

滋賀県立図書館総務課

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

- ※ 持参または郵送により提出するのは、「ア(イ)出願時に必要な書類等」です。  
「ア(イ)第1次考查受験時に必要な書類等」については、第1次考查当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間

出願票は、令和8年1月9日（金）から令和8年1月28日（水）までの10時から17時まで（毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）を除く。）の間に受け付けます。郵送の場合は、令和8年1月26日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25ma31020101>

- ※ 出願票を滋賀県立図書館のホームページ (<https://www.shiga-pref-library.jp>) からあらかじめダウンロードして作成する必要があります。
- ※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。
- ※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間

令和8年1月9日（金）正午から令和8年1月26日（月）17時まで

（ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考查受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通

（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

(イ) 履歴書 1人1通

（様式は、滋賀県立図書館のホームページ (<https://www.shiga-pref-library.jp>) からダウンロードすること。）

(ウ) 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(エ) 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、令和8年1月29日（木）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。）。

※ 令和8年2月3日（火）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 (077) 548-9691

## 6 第2次考査

第1次考査合格者には、第2次考査を受けていただきます。詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

- (1) 日時 令和8年2月15日（日）
- (2) 場所 滋賀県立図書館（大津市瀬田南大萱町1740-1）
- (3) 方法 次の方法により行います。

### ア 論文試験および口述試験

図書館司書としての識見、表現力等についての小論文および口述試験を行います。

### イ 適性検査

公務員として必要な適性についての検査を行います（第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

- (4) 結果発表

令和8年2月中旬に合格者宛て通知します。

## 7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 8 その他

- (1) 第2次考査合格者については、令和8年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第2次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和8年3月中旬に採用内定の通知をします。
- (3) 試験会場への自家用車の乗り入れはできません。
- (4) 大学卒業見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
- (5) 司書資格取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに司書資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。